

「長門市議会観光振興議員連盟」規約

(名 称)

第1条 本連盟は、長門市議会観光振興議員連盟（以下「観光議連」という。）と称する。

(目 的)

第2条 観光議連は、「経済効果を実感できる観光振興」の創出に向け、長門市の観光振興への取り組みを支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 観光議連は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市が行う観光振興への取り組みを支援する。
- (2) 市、県、国、関係機関等への要望、要請活動等
- (3) 観光振興に関する調査、研究、提言等
- (4) その他、観光議連の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 観光議連は、第2条の目的に賛意を表する長門市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 観光議連に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、観光議連を代表し、会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を行う。

3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、観光議連の運営に当たる。

(総会及び役員会)

第7条 会長は、必要に応じて総会及び役員会を招集する。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会又は役員会に諮って、これを定める。

附 則

この規約は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。